

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月27日

奈良県知事 殿

提出者住所 天理市川原城町600番地10
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
天理市上下水道局
天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健
電話番号0743-63-1001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条9項(奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5)の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	天理市上下水道局 杣之内浄水場
事業場の所在地	天理市杣之内町321
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	水道業
② 事業の規模	年間配水量7,700,723m ³ (令和5年度実績)
③ 従業員数	9人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	沈殿池→排泥池→汚泥濃縮装置→処理委託(脱水後リサイクル)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

天理市上下水道局

↓

浄水課長 (管理担当課長)

↓

浄水係長 (管理担当係長)

↓

現場担当者

↓

産業廃棄物処理委託業者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	1 汚泥	2
	排 出 量	9,166 t	t
	産業廃棄物の種類	3	4
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1 汚泥	2
	排 出 量	4,739 t	t
	産業廃棄物の種類	3	4
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の全量が汚泥であるため特になし。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1	2
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	3	4
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1	2
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	3	4
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1	2
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	6,781 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1	2

自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	2,859 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1	2
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1	2
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1 汚泥	2
	全処理委託量	2,385 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,385 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 産業処理委託量	t	t
	産業廃棄物の種類	3	4
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t

	<table border="1"> <tr> <td>認定熱回収業者への 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量	t	t																														
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t																																			
認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量	t	t																																			
	<p>(これまでに実施した取組) 再生利用業者への販売</p>																																				
②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>1 汚泥</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>全 処 理 委 託 量</td> <td>1,880 t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>優良認定処理業者への 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>再生利用業者への 処 理 委 託 量</td> <td>1,880 t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者への 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>全 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>優良認定処理業者への 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>再生利用業者への 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者への 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>	産業廃棄物の種類	1 汚泥	2	全 処 理 委 託 量	1,880 t	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,880 t	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量	t	t	産業廃棄物の種類	3	4	全 処 理 委 託 量	t	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量	t	t
産業廃棄物の種類	1 汚泥	2																																			
全 処 理 委 託 量	1,880 t	t																																			
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t																																			
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,880 t	t																																			
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t																																			
認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量	t	t																																			
産業廃棄物の種類	3	4																																			
全 処 理 委 託 量	t	t																																			
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t																																			
再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t																																			
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t																																			
認定熱回収業者以外の 職 業 処 理 委 託 量	t	t																																			
	<p>(今後実施する予定の取組) 処理委託業者に再生利用の有無を確認する。</p>																																				